

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内容

目標 1 ワークライフバランス拡充のために、ノー残業デーを徹底する。

〈対策〉

第 1、3 水曜日をノー残業デーとする。

社内通達による従業員への周知徹底を図る（随時）。

※業務の実態に応じてノー残業デーを変更することが出来ることとする。

目標 2 年次有給休暇の取得促進のための措置を講じ、有給休暇取得数を増やす。

〈対策〉

四半期に一度、部署ごとの有給休暇取得数を所属長に周知し有給休暇取得促進を図る。

土日祝祭日を含んだ 3 連休以上の有給休暇の取得を促進する。

目標 3 子どもが生まれる際の父親の休務取得率を 100%とする。

〈対策〉

配偶者が出産する際の男性社員に、出産から 2 週間以内に、特別休暇（配偶者出産休暇）に限らず、普通休暇やリフレッシュ休日等を含めた休暇取得を促すとともに、所属職場に対し、対象者が取得しやすい環境づくりを行うよう周知をする。

目標 4 過重労働の排除やゆとりの時間の確保のための時間外労働削減を図る。

〈対策〉

毎月時間外の集約を行い、各所属長へ報告を行う。

四半期ごとに執行部長会にて時間外労働実績の報告を行う。

過重労働者に対しての体調管理や上長に対する指導・啓発を行う。